

処方せんの偽造・変造に注意!

近年、市内において処方せんを偽造・変造して医薬品を不正に入手する事例が多発しています。処方せんの偽造方法は、パソコンやその関連機器、カラー複写機の利用等により多様化、巧妙化しており、偽造された処方せんであっても、その巧妙さゆえに薬局において気付かずに調剤し、薬剤を交付している事例もあります。

疑わしい処方せんを発見した場合には、医療機関に対しての疑義照会を徹底し、偽造処方せんであることが判明した場合には、大阪府薬剤師会(本部事務局及び各支部長)・管轄する警察署・保険請求先・本担当へ、麻薬又は向精神薬が含まれている場合は大阪府薬務課へも連絡するようお願いいたします。

次のような処方せんは、特に注意してください。

- 1 印鑑の色、紙質が不自然(カラーコピーの疑い)
- 2 処方量、処方日数の数字が不自然(書き換えた疑い)
- 3 医療機関が遠方(見慣れていない処方せんのため偽造に気付かない)

このような罰則があります。

詐欺：刑法第246条違反(10年以下の懲役)

私文書偽造及び同行使(未遂も含む)：刑法第159条及び第161条違反(3月以上5年以下の懲役)

麻薬処方せんの偽造・変造：麻薬及び向精神薬取締法第70条第14項違反(1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金)

向精神薬処方せんの偽造・変造：麻薬及び向精神薬取締法第72条第4項違反(20万円以下の罰金)